

# 生徒指導に関する内規

平成 14 年 8 月制定  
平成 31 年 2 月 26 日一部改訂  
令和 3 年 12 月 24 日一部改訂

## 1 生徒心得

### (1) 欠席・早退・遅刻などについて

- 1) 欠席する場合は、当日保護者より電話などでHR担任に連絡すること。
- 2) 早退する場合は、早退カードに記入後、HR担任または年次職員の署名を受け、帰宅する。帰宅後、保護者の署名を受け、後日HR担任に提出すること。
- 3) 遅刻した場合は、遅刻カードに記入後、HR担任または年次職員の署名を受け、授業担当者に提出すること。

※電車・バス等の交通機関遅延の場合、駅からの通告、証明書がある場合は出席扱いとする。

- 4) 始業時から放課後までの間に外出する場合は、HR担任または年次主任に申し出て、外出届を提出すること。また、帰校後は、HR担任または年次主任へ必ず連絡すること。

- 5) 忌引きは次のとおりである。

父母 7 日、祖父母、曾祖父母、兄弟姉妹 3 日、伯叔父母 1 日

### (2) 服装について

- 1) 本校指定の制服（ジャケット、スラックスまたはスカート、ネクタイ、サックスブルーワイシャツ）を購入すること。（体育用ジャージについても同じ）  
※ オプション（リボン、本校指定夏服）
- 2) 登下校時において、本校指定の制服をきちんと着用すること。
- 3) 冬服（10月～5月）、夏服（6月～9月）とし、各期間の前後2週間を移行期間とする。
- 4) 各式典においては、本校指定の制服で、ネクタイを着用すること。
- 5) サックスブルーワイシャツの裾を、スラックスまたはスカートの外に出して着用することは認めない。
- 6) スカートの丈は、膝頭の中央に保つように着用すること。
- 7) スラックスのベルトは、華美な色柄や型をさけ、黒または茶色を使用すること。
- 8) 靴は、革靴または運動靴（スニーカー等）とすること。
- 9) 靴下類は、華美な色柄や型はさけ、無地とすること。
- 10) サックスブルーワイシャツのボタンは、第2ボタンまできちんととめること。
- 11) 身だしなみを常に整えること。

#### ア 冬服

- ① 本校指定の制服を着用し、ネクタイまたはリボンを必ず着用すること。
- ② 上衣のボタンは、本校指定のものとし、左襟に校章を付けること。
- ③ 防寒対策のため、サックスブルーワイシャツの上に、黒、紺、グレーのセーター及びカーディガン（無地）を着用してもよいが、ジャケットからはみ出ることのないようにすること。
- ④ 手袋や防寒用のコート類を着用してもよい。ただし、華美な色柄や型は認めない。

#### イ 夏服

- ① 本校指定のサックスブルーワイシャツまたはポロシャツを着用すること。
- ② 本校指定の夏用のスラックスまたはスカートを着用してよい。
- ③ ジャケット、ネクタイまたはリボンを着用しなくてよい。
- ④ サックスブルーワイシャツまたはポロシャツを着用するときは、上に本校指定のベストを着用してもよい。
- ⑤ セーター類の着用は認めない。

(3) 頭髪等について

- 1) 清楚で清潔な髪型や服装等を心がけること。
- 2) 社会通念上適当と認められる（本校教育活動を円滑に行う）範囲を超えるものは、各年次間の共通理解を得ながら、生徒、保護者、教員それぞれの意見を聴取した上で判断する。

(4) 通学について

- 1) 交通規則を守り、安全を第一とすること。
- 2) バス・列車などを利用する者の定期券購入のための身分証明書・通学証明書は事務室で発行する。
- 3) 自転車利用の場合は、新年次ごとに届け出て学校規定のステッカーを貼付し、校内所定の場所に施錠して置くこと。
- 4) 自転車・バイク通学者は、交通事故防止のため、雨天時は雨合羽を着用し、傘さし片手運転はしないこと。
- 5) 自転車・バイク通学者は事故防止のため、運転中のイヤホンの使用、スマートフォン等の使用はしないこと。

(5) 原動機付き自転車（バイク）通学に関する規定

- 1) 通学距離が10km以上かつ最寄駅まで2km以上で交通不便な場合。
- 2) 原付バイク通学を希望する者は「原付バイク免許取得届」、「原付バイク通学届」及び「交通安全誓約書」を校長に提出すること。通学については当該年次及び生徒指導部で審議する。
- 3) 原付バイクは50cc以下のスクータータイプとし、規定のステッカーを貼付すること。
- 4) フルフェイスのヘルメットを必ず着用すること。
- 5) 自賠責保険の他、任意の賠償保険に必ず加入すること。
- 6) 運転免許を携帯すること。
- 7) 通学以外でのバイクの使用は慎むこと。
- 8) 学校で計画する交通安全教育は必ず受講すること。
- 9) 原付バイク通学を届け出た生徒が交通に関する特別指導の対象となった場合、一定期間の原付バイク通学の停止または通学届は無効になることがある。
- 10) 過去に校則違反等で指導を受けた者はバイク通学を認めない。ただし指導後一年を経過した者は審議の対象とする。
- 11) 1年次生はバイク使用を認めない。

(6) 普通自動車免許取得について

普通自動車免許取得は3年次の2月1日以降とし、免許取得を希望する生徒は保護者連名で署名した「普通自動車運転免許取得届」を校長に提出すること。ただし、就職希望者で冬季休業以前に就職の決定、または内定している生徒で、免許取得を希望する生徒は上記の手続きを得て、冬季休業中から自動車教習所に入校することを可とする。

自動車教習所入所の事務手続きについては、原則、進路内定者説明会後からとする。

(7) 物品管理について

- 1) 必要以上の金銭または貴重品は持参しないこと。また各種納入金は登校後なるべく早く所定の通り納入すること。
- 2) 体育授業などで教室を離れる場合、貴重品は、HR担任に預けること。
- 3) 所持品には必ず記名し、時計・自転車・原付バイクなどは型番号等を生徒手帳などに控えておくこと。
- 4) 紛失した場合は、HR担任および拾得物係に申し出ること。

(8) 旅行計画に関する手続き

- 1) 旅行計画を立てるにあたっては必ず保護者の許可を得て、旅行中の居所を明確にしておくこと。
- 2) 旅行届・学割発行届は一人一枚に必要な事項を記入し、HR担任・年次主任の認印を受け、生徒指導部に提出すること。

(9) アルバイトに関する規定

- 1) アルバイトは、原則認めない。

ただし、高校生活を維持するために必要な場合等においては、家庭状況等を考慮し審議する。

※ 家庭の状況でアルバイトを希望する生徒は、アルバイト実施願に必要な事項を記入し、保護者が署名して担任に提出すること。

HR担任→年次主任→生徒指導部→校長（許可）→生徒指導部（許可証）→年次主任→HR担任

- 2) アルバイトを認める条件

ア 原則として、長期休業期間以外は特別の場合を除いて認めない。

※ 長期休業中以外でのアルバイトを認められた生徒についても、考査前1週間及び考査期間は認めない。また、平日のアルバイトは20時までとし、週4日を超えない日数とする。

イ 長期休業中は概ね休業期間の1/2を限度とする。（時刻は19時まで）

ウ 次のような職種は認められない。

- ① 酒類の提供を主とするもの
- ② その他の風俗営業（パチンコ店など）
- ③ 専門的知識・技能がなければ危険を伴うもの

- 3) アルバイトを認めない場合

ア 欠点を保有するか、成績が不振である者。

イ アルバイト継続中に、成績が著しく下降した者。（中止勧告）

- 4) 無届アルバイトを発見された場合は、特別指導の対象となる。またアルバイトは即時中止しなければならない。

付則 朝の新聞配達アルバイトについては、実施理由・就業環境等を十分に審議検討の上、家庭との連携を密にすることを条件として求めるものとする。

(10) その他

- 1) 授業中にスマートフォン等を許可なく使用することは認めない。
- 2) 自動二輪免許の取得は認めない。
- 3) 飲酒・喫煙・シンナーその他の吸飲、法により禁じられている場所への出入りなどは絶対してはならない。
- 4) 旅行やアルバイトは指定の用紙により届け出ること。
- 5) 校則に違反した場合は、特別指導の対象となる。